

会員規約

2023 年 7 月 25 日制定

一般社団法人 日本アーキテクト協会

目次

会員規約制定の趣旨	4
第1章 理念	
第1条(目的)	5
第2条(目的の追求)	5
第3条(独立性及び高い倫理観)	5
第4条(法令等の遵守)	5
第5条(品格の保持)	5
第6条(プロフェッショナルサービスの提供)	5
第2章 会員の責務	
第7条(規約の遵守)	5
第8条(機密情報保持の義務)	5
第9条(品位、公正を損なう事業への関与の禁止)	6
第10条(不正行為の禁止)	6
第11条(従業者等に対する指導監督)	6
第12条(公正さを疑われる取引の禁止)	6
第13条(調査物件紹介についての謝礼受領の禁止)	6
第3章 損害調査の損害保険会社等との関係	
第14条(公正を保つことができない業務の禁止)	6
第15条(損害調査の中止時の対応)	6
第4章 利益相反行為	
第16条(利益相反行為-1)	7
第17条(利益相反行為-2)	7
第5章 損害保険契約者等との関係	
第18条(立場の説明)	7
第19条(公平・公正)	7
第6章 被害者等との関係	
第20条(示談交渉の禁止)	7
第21条(被害者等からの利益の供与)	7
第22条(被害者等に対する利益の供与)	7

第7章 他の会員及び会員に所属する建築士等との関係	
第23条(信頼関係の尊重)	8
第24条(名誉の尊重と誹謗、中傷等の禁止)	8
第25条(不利益行為の禁止)	8
第26条(建築士等の所属会員の変更)	
第27条(相互協力等)	8
第28条(会員及び会員に所属する建築士等間の紛議)	8
第29条(報告義務)	8
第30条(協力義務)	8
第8章 他団体及び他の資格者との関係	
第31条(他の専門資格者等の役割の尊重)	9
第32条(名誉の尊重)	9
第9章 その他	
第33条(反社会的勢力への対応)	9
第34条(人権の尊重)	9
第35条(本会の発展)	9
第36条(会員規約への疑義)	9
第37条(会員規約の改訂)	9

会員規約制定の趣旨

一般社団法人日本アーキテクト協会（以下本会という）は、建築会社や損害保険会社等での経験を持つ個人または法人を対象に、損害保険や関係法令に関する知識と適切な顧客対応能力に関する講習・検定試験を実施し、「災害等で建築物などが損壊した際に、その損害を評価できる建築士等」を養成する。

本会に登録した会員及び会員に所属する建築士等は、本協会が主催する講習を受講し、検定試験に合格することによって、広域災害発生時には、損害保険会社のパートナーとしてその損害調査業務に従事することができる。

会員及び会員に所属する建築士等は、損害調査技能及び損害調査品質の向上を目的とした研修に取り組むとともに、損害調査業務を通じて保険契約者・被保険者及び損害保険会社等が、真に求めるものを提供するため、公正・誠実・迅速な業務を行う役割を担っている。

このような目的や理念を実現するため、会員及び会員に所属する建築士等は、損害を調査する専門家としての高度な知識、豊富な経験及び高いスキルとともに、公正且つ誠実な高い倫理感が求められる。会員等は、自らを律するとともに、社会の期待に応えるべく、ここに会員規約を定める。

第1章 理念

第1条(目的)

会員及び会員に所属する建築士等は、損害調査業務を通じて、保険契約者・被保険者及び損害保険会社等が、真に求めるものを提供することを目指す。

第2条(目的の追求)

会員及び会員に所属する建築士等は、前条の目的を自覚しその達成に努める。

第3条(独立性及び高い倫理観)

会員及び会員に所属する建築士等は、職務上のあらゆる人間関係において独立性を保ち、高い倫理観に基づいて誠実に行動する。

第4条(法令等の遵守)

会員及び会員に所属する建築士等は、個人情報保護に関する法律、その他関係法令（関係省庁のガイドライン等を含む。）、またそれらの法令等の遵守等について定めた損害保険会社等の社内諸規定、行動規範、並びに社会倫理等を十分に理解、尊重、遵守し、善良なる業務者の注意義務をもって行動する。

第5条(品格の保持)

会員及び会員に所属する建築士等は、平素から常に品格の保持に努める。また専門知識の習得及び実務経験の蓄積に努め、本会が主催する研修に積極的に参加し、自己研鑽を重ね損害調査の品質の向上を図る。

第6条(プロフェッショナルサービスの提供)

会員及び会員に所属する建築士等は、常に高い品質水準を保持したプロフェッショナル・サービスを提供する。

第2章 会員の責務

第7条(規約の遵守)

会員及び会員に所属する建築士等は、本会定款及び本規約を遵守する。

第8条(機密情報保持の義務)

会員及び会員に所属する建築士等は、業務上知り得た機密情報については、法の要請、機密情報の所有者の書面による同意がない限り機密情報の開示はできない。また、これらの機密情報を業務以外の目的に利用してはならない。会員等でなくなった後も同様とする。

- ① 調査業務に関する一切の情報(損害保険会社等の顧客情報、企業情報、保険契約情報、事故情報及び経営上、技術上のすべての情報)を物理的、電子的であると否に拘わらず、第三者に漏洩、提示、開示しないとともに、当該委託業務の履行以外の目的に使用しない。
- ② 調査業務に関して受領した個人情報の秘密性および完全性を確保し保護するために、適切な手順、予防措置

および規制を維持する

- ③ 調査業務に関して受領し、または損害保険会社等の代行者として処理した個人情報漏洩した場合は、本会及び損害保険会社等に直ちに通知する。
- ④ 調査業務に関して受領し、または損害保険会社等の代行者として処理した個人情報に関係のある個人から苦情または要請を受け取った場合は、本会及び損害保険会社等に直ちに通知する。

第9条(品位、公正を損なう事業への関与の禁止)

会員及び会員に所属する建築士等は、品位又は業務の公正を損なうおそれのある事業を営み、又はこれに参加し、若しくはこれに自己の名義を利用させてはならない。

第10条(不正行為の禁止)

会員及び会員に所属する建築士等は、違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

第11条(従業者等に対する指導監督)

会員及び会員に所属する建築士等は、その業務に従事する者若しくは業務を補助する者の業務について指導、監督を行わなければならない。

第12条(公正さを疑われる取引の禁止)

会員及び会員に所属する建築士等は、損害調査の公正さを疑われる取引を行ってはならない。

第13条(調査物件紹介についての謝礼受領の禁止)

会員及び会員に所属する建築士等は、自らが損調査定する物件の工事の紹介をした場合に、謝礼その他の対価を受け取ってはならない。

第3章 損害調査の損害保険会社等との関係

第14条(公正を保つことができない業務の禁止)

会員及び会員に所属する建築士等は、公正を保つことができない事由、又はそのおそれのある業務については、これを行わない。

2 会員及び会員に所属する建築士等は、業務の途中で業務の公正を保つことができない事由を発見した場合は、損害調査の依頼者である損害保険会社等に報告し適切な処置を講じなければならない。

第15条(損害調査の中止時の対応)

会員及び会員に所属する建築士等は、損害調査を継続することができなくなった場合には、損害調査の依頼者である損害保険会社等に報告し適切な処置を講じなければならない。

第4章 利益相反行為

第16条(利益相反行為-1)

会員及び会員に所属する建築士等は、次の各号のいずれかに該当する損害調査は行わない。ただし、双方の損害調査の依頼者である損害保険会社等が同意した場合は、この限りでない。

- ① 同一事故における物保険と賠償責任保険両方の損害調査
- ② 受託中である損害調査の相手方(加害者など)からの依頼による他の損害調査

第17条(利益相反行為-2)

会員及び会員に所属する建築士等は、前条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する損害調査については、その業務を行ってはならない。

- ① 自己が利害関係を有する物件の損害調査(損害保険会社が同意した場合を除く)
- ② 損害保険会社の利益と他の損害保険会社の利益が相反する損害調査(損害保険会社及び他の損害保険会社のいずれもが同意した場合を除く)
- ③ 損害保険会社の利益と自己の経済的利益が相反する損害調査(損害保険会社が同意した場合を除く)

第5章 損害保険契約者等との関係

第18条(立場の説明)

会員及び会員に所属する建築士等は、損害調査において、損害保険契約者等に対し会員及び会員に所属する建築士等の立場を正しく説明しなければならない。

本章において「損害保険契約者等」とは、損害保険契約者の他、被保険者、保険金請求者、取り扱い代理店等をいう。

第19条(公平・公正)

会員及び会員に所属する建築士等は、いかなる場合においても不正な利益の実現に関与してはならない。

第6章 被害者等との関係

第20条(示談交渉の禁止)

会員及び会員に所属する建築士等は、被害者等との間で示談交渉をしてはならない。

本章において「被害者等」とは、被害者および第三者である修理業者やその関係者等をいう。

第21条(被害者等からの利益の供与)

会員及び会員に所属する建築士等は、受託している損害調査に関し、被害者等から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくは約束してはならない。

第22条(被害者等に対する利益の供与)

会員及び会員に所属する建築士等は、損害調査に関して、被害者等に対し、利益の供与若しくは供応をし、又は申込みをしてはならない。

第7章 他の会員及び会員に所属する建築士等との関係

第23条(信頼関係の尊重)

会員及び会員に所属する建築士等は、他の会員及び会員に所属する建築士等が受託している業務に関与する場合には、その会員及び会員に所属する建築士等と損害調査の依頼者である損害保険会社等との間の信頼関係を尊重しなければならない。

第24条(名誉の尊重と誹謗、中傷等の禁止)

会員及び会員に所属する建築士等は、相互に名誉と信義を重んじ、みだりに他の会員及び会員に所属する建築士等に対し誹謗、中傷等の行為をしてはならない。

第25条(不利益行為の禁止)

会員及び会員に所属する建築士等は、信義に反して他の会員及び会員に所属する建築士等を不利益に陥れてはならない。

第26条(建築士等の所属会員の変更)

建築士等が所属会員を変更する場合は、変更前会員及び変更後会員双方の合意を前提とする。

第27条(相互協力等)

会員及び会員に所属する建築士等は、他の会員及び会員に所属する建築士等と共同して職務を遂行する場合には、損害調査の依頼者である損害保険会社等の意向を踏まえて相互に協力しなければならない。

2 会員及び会員に所属する建築士等は、損害調査の依頼者である損害保険会社等の承諾を得て業務対応のために他の会員及び会員に所属する建築士等を選任する場合には、その損害調査の範囲を明確にし、十分な意思疎通を図らなければならない。

第28条(会員及び会員に所属する建築士等間の紛議)

会員及び会員に所属する建築士等は、他の会員及び会員に所属する建築士等との紛議については、協議又は本会の紛議調停による円満な解決に努めなければならない。本会における調停を行なう場合には、理事会において選任された公正・中立な調停委員会がこれを行なう。

第29条(報告義務)

会員及び会員に所属する建築士等は、他の会員及び会員に所属する建築士等が、本規定第9条に反した行為を行っていることを知った場合、本会に報告しなければならない。

2 同様に、会員及び会員に所属する建築士等は、自身が本規定第9条に反した場合も報告する義務を負う。会員及び会員に所属する建築士等が自らこれを報告した場合、この事実は理事会において審議のうえ、判断が検討される。

第30条(協力義務)

会員及び会員に所属する建築士等は、正当な理由がある場合を除き、本会から委嘱された業務に協力することに努め

なければならない。

第8章 他団体及び他の資格者との関係

第31条(他の専門資格者等の役割の尊重)

会員及び会員に所属する建築士等は、他団体及び他の専門資格者等の役割を尊重し、良好な協力関係を構築するように努めなければならない。

第32条(名誉の尊重)

会員及び会員に所属する建築士等は、他団体等を誹謗、中傷をする等の発言をしてはならない。

第9章 その他

第33条(反社会的勢力への対応)

会員及び会員に所属する建築士等は、市民社会の秩序や市民の安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、その不当要求に応ずることなく、毅然とした態度で対応しなければならない。

第34条(人権の尊重)

会員及び会員に所属する建築士等は、人権を尊重し、「国籍」「人種」「民族」「宗教」「肌の色」「年齢」「性別」「性的指向」「障害の有無」等による差別となる行為は行うことなく、公正に接しなければならない。

第35条(本会の発展)

会員及び会員に所属する建築士等は、本会の発展を支え、本会の求める理念を推進していかななければならない。

第36条(会員規約への疑義)

本規約の解釈に関し疑義が生じた場合、又は本規約に規定されない事項で倫理に関して疑義が生じた場合は、本会の理事会において協議する。

2 前項の場合において、会員及び会員に所属する建築士等は、本会の理事会に報告、相談することができる。

第37条(会員規約の改訂)

本会の理事会は、必要に応じて、本規約を改訂することができる。

以上